

# マッチングギフト の性格の震災寄附

**3** ・11東日本大震災後、企業が従業員や顧客から小口の義援金を募り、寄せられた金額に対して一般に同額の上乗せを行い、日本赤十字社や中央共同募金会などに寄附する取り組みをすることが増えています。これがマッチングギフトと言われるもので、従業員や顧客の善意による社会貢献を企業が自らの経営戦略の下で支援するものです。個人の拠出が倍が増えて被災地に届けられます。

**マ** ッチングギフトは企業が単独で寄附を行うよりも、個人の寄附の効果を倍増するために使うことで、まだ寄附を考えていない人に興味を持ってもらい、迷っている人の背中を押して、社会全体で寄

附に流れる総額を大きくすると考えられます。

**4** ・27成立震災特例法では、国税の寄附金控除は、所得控除選択の場合、総所得金額等の80%を限度額とし、税額控除選択の場合、所得税額の25%を範囲内として2,000円超の寄付額の40%が限度額で、控除されます。個人の拠出について、後から国税の負担の軽減という形式で還付してくれるわけです。

**ま** た、総務省は東日本震災義援金として日本赤十字社や中央共同募金会などに寄附する場合にも『ふるさと納税』扱いになる、との見解をホームページで公表しています。『ふるさと納税』となる寄附金については、住民税額の

10%の範囲内で5,000円超の寄付額のうち、国税の寄附金控除となる部分以外の全額について税額控除とされます。こちら、個人の拠出について、後から住民税の負担軽減という形式で自治体が還付してくれるわけです。

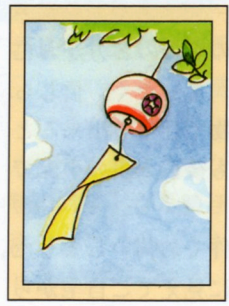
**な** お、『ふるさと納税』となる寄附金では住民税額の10%という限度を超える部分(総所得金額等の30%という制限もあり)については寄附金の10%が税負担軽減額となります。

**寄** 附金控除の趣旨を考えると、民間企業のみならず、国や自治体も、人々の善意の芳志に対してマッチングギフトをしようとしているのだな、と思われてきます。民間企業のマッチングギフトは上乗せ先払い型であるのに対し、寄附金控除は後払い(還付)型ですが、共に人々の社会貢献参加の促進になります。

大震災の後、日本中が一つになって、ひとり一人が救援に復興に、輝ける未来のために、情熱と信念をもって行動しています。

季節は夏へ。今年も半年が過ぎました。反省です。後悔は後退、反省は進歩。失敗はあるものです。それを生かすかどうかのポイント。ただ悔やむだけでは後退します。それを反省材料とすれば一歩前進します。

7日小暑、23日大暑。



人は世界一のゴミ収集人になれる。  
世界一のモデルにだってなれる。  
たとえ何をやろうと、  
それが世界一なら何も問題はない。

(ボクサー モハメド・アリ)

## 7月の税務メモ

(国 税)		(地方税)	
○ 6月分源泉所得税の納付 (特例適用者は1~6月分の半年分)	11日	○ 6月分個人住民税特別徴収分の納付	
○ 所得税の予定納税額の減額申請	15日		
○ 所得税の予定納税額第1期分納付	8月1日	○ 5月決算法人の確定申告	
○ 5月決算法人の確定申告	〃	○ 11月決算法人の中間(予定)申告	
○ 11月決算法人の中間(予定)申告	〃		
	(地方条例による)	○ 固定資産税(都市計画税)の納付	

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。